

社会福祉法人唐津福社会 行動計画

全職員が働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)

2 当法人の課題

- (1) 職員全体の有給休暇取得率は約55%であるが、部署や職種によって、取得日数に偏りがある。
- (2) セクシャルハラスメントに限らずハラスメントに関する相談窓口を設置しているが、より相談しやすい環境の整備を進める必要がある。

3 目標と取組内容・実施時期

目標1:計画期間内に年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間10日以上となるように促進する。

<取組内容>

- (1) 令和3年 4月～ 各所属長を通じて各職員に周知を図る。
- (2) 令和3年12月～ 取得状況を集計し、結果がでていなければ、課題解決に向けた会議を開催し、取組を推進する。
- (3) 令和4年 2月～ 研修会等を開催し、取組内容を職員に再周知する。

目標2:セクシャルハラスメント等に関する各種相談窓口の周知徹底。

職員へのハラスメント研修を実施 1回/年

<取組内容>

- (1) 令和3年 4月～ 職場内での各種ハラスメントについての研修を年1回実施し、職員への周知を徹底する。